

# 大切な心と体を守るために

誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っています。  
もし望まない性的な行為によって、その権利が侵害され心や体を傷つけられた時は、  
ひとりで悩まず、信頼できる人に助けを求めましょう。

- 相手が嫌がっているのに、性的な言葉を言ったり、体を触ったり、見せつけたりするなど、性的な言葉や行動で人を傷つけることは性暴力です。
- 体に触る暴力だけが性暴力ではありません。
- 性別にかかわらず被害にあります。男性から女性だけでなく、女性から男性、同性間でも性暴力は起こります。

## どのような性暴力があるの？（例）

### ■胸や下半身を触る、キス、性交等のわいせつ行為



### ■セクシャルハラスメント (他人を不快にさせる性的な言動)

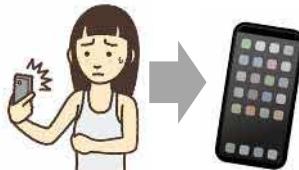
- ・しつこくデートに誘う。
- ・性的な関係を求める。
- ・性的なからかいを言う。
- ・携帯電話などで性的なメールや画像を送る。



### ■痴漢・盗撮



### ■SNS等を通じた性被害



- ・下着姿や裸の写真を送らせる。
- ・個人を特定し、待ち伏せや執拗なつきまといをする。

被害にあった場合、被害にあったのはあなたのせいではありません。

ひとりで抱えこままずに、相談をしてください。

相談窓口	電話番号	相談時間
心のテレホン	0952 - 30 - 4989	
性暴力救援センター・さが <small>みらい</small> 「さがmirai」	はやくワンストップ #8891 (全国共通番号)	24時間対応

※「心のテレホン」の利用対象者は、佐賀県内の学校に通学する児童生徒です。

※「さがmirai」は、(地独) 佐賀県医療センター好生館に設置されている相談窓口です。